

管理技術者運用指針  
(電気通信施設点検業務編)  
(電気通信施設保守業務編)

平成31年3月1日

公益財団法人福島県下水道公社

## 目 次

第1条	管理技術者の職務	1
第2条	管理技術者の現場常駐義務	1
第3条	管理技術者の兼務	1
第4条	管理技術者の雇用関係	2
第5条	管理技術者の資格要件	2
第6条	管理技術者の途中交代	3

### (管理技術者の職務)

第1条 管理技術者の職務は、機械・電気通信設備点検整備業務委託契約書（以下「契約書」という。）及び電気通信施設保守業務共通仕様書及び電気通信施設点検業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）により以下のとおりである。

#### (1) 受注者の代理人としての職務

管理技術者は、契約書及び共通仕様書により「受注者に代わり、業務履行上の管理及び統括を行い、監督員と協議等を行う者」とされている。

よって、管理技術者は、受注者の代理人として業務の的確な履行を確保し、現場の取り締まりのほか、業務の履行及び契約関係事務に関する一切の事務を処理し、監督員と協議等を行わなければならない。

#### (2) 技術者としての職務

管理技術者は、契約書から「業務における技術上の管理を司る者」とされている。

よって、管理技術者は、技術者として履行計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び業務履行に従事する者の指導監督を行わなければならない。

### (管理技術者の現場常駐義務)

第2条 当該契約において管理技術者の現場常駐義務は課していないが、前条第1号及び第2号の職務を履行するうえで支障とならないように現場に滞在しなくてはならない。

2 円滑な業務履行を確保するため管理技術者の主たる勤務地は、下記の条件により、通常の勤務時において4時間以内に現場に到着できる場所とすること。

条件 i 平日午前10時に連絡を受け、その時点から現場までの移動に要する時間とする。

条件 ii 鉄道、バス等は時刻表等の公表時間で計算する。

条件 iii 自家用車、タクシーは、一般道路 30km/h 高速道路 80km/h 都市高速道路 50km/h とする。

条件 iv 配置予定管理技術者の主たる勤務地から現場までのルートを明確にすること。

### (管理技術者の兼務)

第3条 当該契約において管理技術者の専任義務は課していないため、他の業務の管理技術者となることは可能であるが、業務履行上の支障とならないようにするため兼務する手持ち業務量は、以下のとおりとする。

(1) 点検業務の場合 合計契約額1億円未満かつ4件以下までとする。

(2) 保守業務の場合 合計契約額2億円未満かつ5件以下までとする。

なお、手持ち業務が複数年契約の場合は年割額とすること。また、他の契約及び建設業法等

で専任義務又は現場常駐義務がある者は、当該契約においても兼務することができないので注意すること。（公共工事の現場代理人や建設工事の監理技術者等）

#### （管理技術者の雇用関係）

第4条 管理技術者は、共通仕様書により、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者から選任しなくてはならない。

##### （1）直接的な雇用関係

直接的な雇用関係とは、管理技術者と受注者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいう。

なお、受注者への在籍出向者、派遣社員等は直接的な雇用関係にある者としては認めないものとする。これについては、共通仕様書で再委託することができない主たる業務を受注者が責任を持って履行することを目的としているためである。

##### （2）恒常的な雇用関係

恒常的な雇用関係とは、当該契約における入札執行日（随意契約では見積書の提出日）以前に3月間以上の雇用関係にあることをいう。ただし、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属会社の変更があった場合には、変更前の所属会社の3月間以上の雇用関係にある者については、変更後の所属会社との間にも恒常的な雇用関係にある者とみなす。

なお、恒常的な雇用関係にある者から選任する目的は、「管理技術者と受注者が双方の技術力を熟知し、受注者が責任を持って管理技術者を現場に配置できるとともに、受注者が組織として有する技術力を、管理技術者が十分かつ円滑に活用して業務の管理を行えることができる。」としており、3月間以上の雇用関係があったとしてもこれに該当しない者を選任した場合には、恒常的な雇用関係にはないものとする。

#### （管理技術者の資格要件）

第5条 管理技術者の資格要件は以下のとおりとする。

なお、業務経験とは国の機関、地方公共団体、公共機関（電力、通信、ガス、鉄道等）又は地方公社が発注した保守又は点検業務を元請け又は下請けとして完了した経験、建設業法上の建設工事のうち電気工事又は電気通信工事の施工経験、電気設備又は電気通信設備の据付調整を含む製造の経験とする。

（1）電気工学又は電気通信工学に関する学科を卒業後、以下に示す期間以上の業務経験を有するもの。

- ・学校教育法による大学 3年以上
- ・学校教育法による高等専門学校 3年以上
- ・学校教育法による高等学校 5年以上

(注) 学校教育法による専修学校(専門学校等)の学科卒業は認めない。

(2) 次のいずれかの資格を有する者で、業務経験が3年以上あること。

- ・技術士(総合技術監理部門(電気電子)又は電気電子部門)
- ・電気施工管理技士(第1級又は第2級)
- ・陸上特殊無線技士(第1級)
- ・電気主任技術者(第1種、第2種、第3種のいずれか)
- ・電気工事士(第1種又は第2種)
- ・1級又は2級機械保全技能士(電気系保全作業)

(3) 上記以外の者で、7年以上の業務経験を有するもの。

#### 電気工学又は電気通信工学に関する具体的な指定学科

応用電子科	システム科	情報科	情報電子科	制御科
通信科	電気科	電気技術科	電気工学第二科	電気情報科
電気設備科	電気通信科	電気電子科	電気・電子科	電気電子システム科
電気電子情報科	電子応用科	電子科	電子技術科	電子工業科
電子システム科	電子情報科	電子情報システム科	電子通信科	電子電気科
電波通信科	電力科			

注意：一文字でも異なる場合は指定学科とはみなさない。なお、学科名の末尾にある「科」、「学科」、「工学科」は他のいずれにも置き換えることができる。

#### (管理技術者の途中交代)

第6条 業務の適正な履行の確保を阻害する恐れがあることから、管理技術者の工期途中での交代は当該業務における入札・契約事務の公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最低限とすること。途中交換が認められる場合としては、管理技術者の死亡、傷病又は退職等、真にやむを得ない場合のほか、受注者の責によらない理由により業務中止又は業務内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合等とする。